

情 個 審 答 申 第 1 号
令和3年（2021年）5月7日

熊本市教育委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第7条第2項第7号の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）4月13日付け教健発第27号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

熊本市立学校への防犯カメラの設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集について

2 結論

本件諮問に係る個人情報の本人以外からの収集については、適当なものであることを認める。

なお、当該個人情報の収集に当たっては、次に掲げる措置をとること。

- (1) 教育委員会が策定している防犯カメラの運用基準（以下「運用基準」という。）の遵守について、市立学校への周知及び管理の徹底を行うこと。
- (2) 防犯カメラの撮影範囲は、設置目的を達成するためのものに限り、近隣の家屋など目的以上のものが映り込まないように配慮すること。
- (3) 熊本市が既に市立学校に設置している防犯カメラで運用基準に含まれていないものは、運用基準の対象に含め適切に管理を行うこと。
- (4) 防犯カメラの増設又は撮影範囲の変更をする場合は、あらかじめ熊本市情報公開・個人情報保護審議会に設置状況等を報告すること。

〔附帯意見〕

熊本市以外の者が市立学校に設置している防犯カメラについては、運用基準を踏まえた適切な管理が図れるよう必要な措置を講じること。